

## 愛知県土木施工管理技士会 会長表彰 表彰規程

第1条 この規程は、愛知県土木施工管理技士会（以下「本会」という）の会員で、土木施工管理技士の品位、社会的地位及び施工技術の向上に、長年に亘り特出した努力があった者を表彰し、会員の士気の高揚を図ることを本規定の定めとする。

第2条 この表彰は、次のいずれかの各号に該当する者で、実務経験年数が10年以上の土木施工管理技士とする。

- 1 環境に配慮した施工に努め、その成果が顕著な者
- 2 新技術・新工法の採用に努め、功績顕著な者
- 3 積極的に社会貢献活動に努め、他の模範となる功績顕著な者
- 4 土木技術を継承する若い世代の技術者、技能者の育成に努めた功績顕著な者
- 5 現場見学会などを開催し、土木の魅力を戦略的に広報活動した功績顕著な者
- 6 技術的に高度または難易度の高い工事へ挑戦し、無事故で完遂させる等の功績顕著な者
- 7 その他表彰に値する功績があった者

第3条 表彰の選考は、下記の手順で実施する。

- 1 会員会社の代表者が表彰推薦書を本会宛に提出する。
- 2 前項の規定に基づく表彰推薦書は別に定める様式によって行う。
- 3 総務委員会でその内容を厳選に審査して選考する。
- 4 表彰者数は3名程度とし、原則として5年間は同一会員を重複して対象としない。

第4条 表彰申請書には、下記の事項を記載するものとする。

- 1 申請会社代表者名
- 2 被表彰者氏名
- 3 年齢及び実務経験年数
- 4 推薦事由
- 5 その他参考となる事項

第5条 この表彰は、愛知県土木施工管理技士会 会長が表彰状と記念品を贈呈して行う。

第6条 表彰は毎年定時総会時において執り行う。

第7条 この規程の運用に関する必要な事項は、総務委員会の決するところによる。